

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月29日

山梨労働局長 岩崎 充

第4号中「1時間988円」を「1時間1,052円」に改める。

附 則

この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。